

東日本大震災に係る岡山県の被災地支援について (福島県における応急仮設住宅の建設支援)

※村下 正晃¹・小野 泰治²・杉本 伸二³

^{1,2}岡山県土木部都市局建築指導課 (〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6)

³岡山県土木部都市局建築営繕課 (〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6)



岡山県は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震で被災した福島県に、4月21日から6月30日までの71日間、3名の建築職員を交代で派遣し、被災者向けの応急仮設住宅の建設に係る工事監理業務等を実施した。

キーワード 東日本大震災, 被災地支援, 福島県, 応急仮設住宅

1 はじめに

平成23年3月11日14時46分、宮城県牡鹿半島の東南東沖130kmの海底を震源として発生した東北地方太平洋沖地震は、我が国における観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、福島県では、白河市、須賀川市、二本松市ほか7市町において震度6強を、県内全域において震度5弱以上の揺れを観測した。

この地震発生直後に、福島県知事は災害対策本部を立ち上げ、震度5強を観測した福島県内の47市町村を対象に災害救助法の適用を発表した。

被害が甚大であることから、平成23年4月1日、福島県知事は岡山県知事に対して、応急仮設住宅の建設支援のために建築職員の派遣を依頼し、これを受けて、4月29日より6月30日までの71日間、岡山県の建築職員3名が、福島県において応急仮設住宅建設に従事した。



写真-1 福島市桑折町桑折駅前の仮設住宅

2 応急仮設住宅の建設

(1) 「応急仮設住宅」の建設と目標戸数 (図-1)

「応急仮設住宅」とは、災害救助法第22条及び第23条に規定された「救助」の一つである。

都道府県知事は「救助」の万全を期するため、常に必要な計画の樹立や強力な救助組織の確立などに努めなければならないとされ、福島県における応急仮設住宅の設置は、「福島県地域防災計画(震災対策編第3章)」の中で、福島県知事が行うことが定められている。

今回の震災で、福島県知事が設定した応急仮設住宅の目標戸数は、7月末までに14,000戸、8月末までに10,000戸の合計24,000戸とされ、このうちの多くが福島第一原子力発電所の事故による避難者の収容を目的としている。

なお、建設工事は3月23日に着手され、着工数12,648戸のうち、完成は8,976戸であった。(6月30日現在)

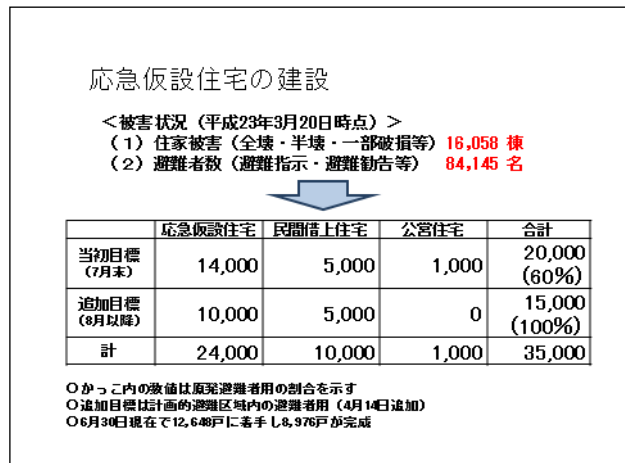


図-1 応急仮設住宅の建設目標戸数

(2) 建設体制 (図-2)

応急仮設住宅の設置を福島県知事が行う一方で、市町村長はその必要戸数を把握し、建設依頼と建設用地の確保、建設後の維持管理を行う。

応急仮設住宅の建設は、あらかじめ「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」を締結している社団法人プレハブ建築協会に一括発注することになっているが、福島県ではこれに加えて、県内に本店を置く建設事業者を対象に公募を行い、応募のあった28業者の中から選定した12業者に対して建設を発注している。

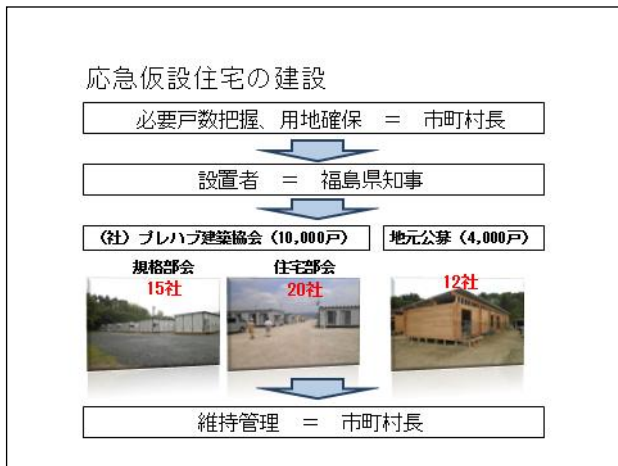


図-2 応急仮設住宅の建設体制

(3) 間取り・配置など

応急仮設住宅の間取りは、1戸当たり平均29.7㎡ (=2DK・9坪)を基本としつつ、1DK、2DK、3Kの3タイプが準備されており、建設地の市町村長の意見を聞きつつ、各建設予定地の住戸計画に反映させている。

また、市町村長からの求めに応じて、団地内住戸数の10%の割合で、出入口にスロープを設けることとしているほか、入居者同士のコミュニティ形成を促進するため、玄関同士を向かい合わせとしたり、住棟の配置をずらし変化させることで、屋外に人溜まりのスペースを設ける等の配慮がなされている。

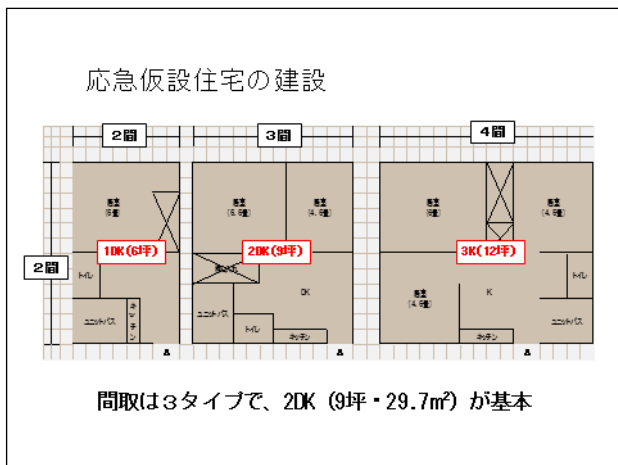


図-3 応急仮設住宅の間取り

3 支援活動状況

(1) 建設支援体制

応急仮設住宅の建設支援のために、全国から福島県に派遣された建築職員の数は常時24名で、これに福島県職員7名を加えた合計31名で、応急仮設住宅の建設に取り組んだ。(平成23年5月1日時点)

支援は3班体制で実施し、それぞれの担当業務は次に示すとおりである。(図-4)

- a) 「審査班」
設計図の審査、配置検討及び承認を担当。
- b) 「現場調整班」
検査日程調整及び工事進捗管理を担当。
- c) 「検査班」
工事監理、外構図承認、中間及び完成検査を担当。

岡山県からの派遣職員は、このうち「検査班」の「県北班」に所属し、福島県中通り地方の北部に位置する福島市、二本松市、本宮市など8市町村の41現場、4,224戸の建設支援を行った。(図-5)

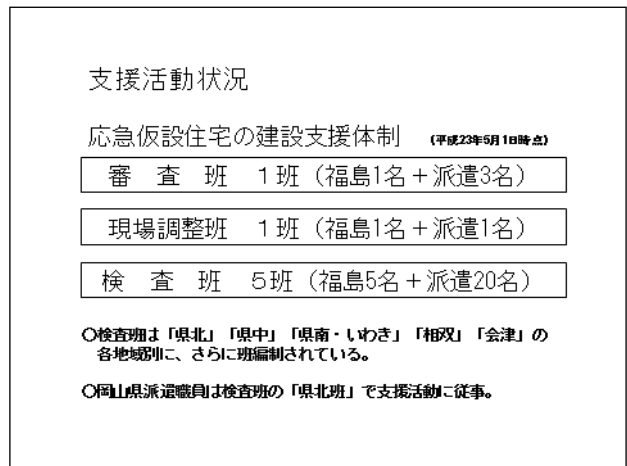


図-4 応急仮設住宅の建設支援体制



図-5 担当区域図

(2) 検査班の業務

ここでは、岡山県からの派遣職員が所属した「検査班」の業務について紹介する。

a) 地縄検査 (写真-2, 写真-3)

地縄検査とは、配置図のとおり建設予定地内に応急仮設住宅や集会所などの付属建物、駐車場の配置できることを検査し、支障のない場合は工事着手を承認するものである。

このほか、配置の状況だけでなく、敷地内の雨水が適切に排水できる状況か、敷地周囲に危険箇所はないか、樹木等による日照阻害の可能性はないか等、建設予定地内の障害の有無を併せて確認し、支障があると思われる場合は、福島県担当職員と協議を行い、配置の変更を工事施工者に対し指示する。

また、建設予定地周辺の状況も詳しく確認し、応急仮設住宅の建設を進めていく上で、トラブルの原因となるものがあれば福島県担当職員に協議し、必要に応じて関係者への協議を工事施工者に対し指示する。



写真-2 川俣町農村広場での地縄検査の様子
(建物の配置状況を計測・検査)



写真-3 本宮市恵向公園での地縄検査の様子
(建物の配置状況を計測・検査)

b) 中間検査 (写真-4, 写真-5)

中間検査とは、地縄検査の10日後を目安に、工事の進捗と施行状況を確認・検査するものである。

検査は、天井・壁・床の断熱材（グラスウール100mm、50mm 10kg相当）の施工状況と、基礎（松丸太杭φ90）の施工状況、界壁（PB二重貼＋グラスウール、3世帯毎、小屋裏まで）の施工状況、地中埋設配管の施工状況など、主に、完成検査において確認困難となる見え隠れ箇所を重点に実施し、必要に応じて修正を工事施工者に対し指示する。



写真-4 二本松市杉内グランドでの中間検査の様子
(天井裏の断熱材施工厚さを計測)

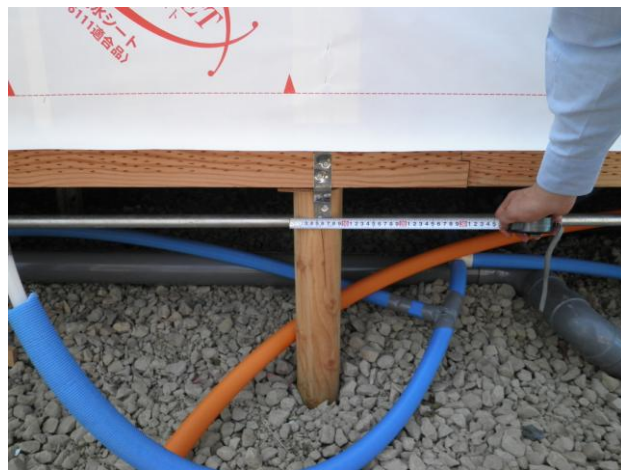


写真-5 二本松市杉田住民総合グランドでの中間検査の様子
(基礎杭、土台との緊結を確認・検査)

c) 完成検査 (写真-6, 写真-7)

地縄検査から約3週間後に完成検査を実施する。

完成検査では、完成図その他の引渡しに係る書類と、完成した住宅、付帯設備及び外構の出来映えを検査する。

設計図書のとおり施工されているかという視点だけでなく、入居者の立場になり、建具や水廻りの設備類が問題なく作動するか、使い勝手に支障はないか、けがの原因となるものはないかという視点が必要となる。



写真-6 二本松市杉田住民総合グランドでの完成検査の様子（玄関扉の作動状態を検査）



写真-7 福島市飯坂町福島北警察署での完成検査の様子（合併処理浄化槽の状況を検査）

4 まとめ（支援活動を終えて）

(1) 応急仮設住宅の品質確保の課題

災害救助法によると、応急仮設住宅の供与は、被災者の一時的な居住の安定を図ることを目的としているが、2年若しくはそれ以上の期間、被災者の居住の用に供する可能性があることから、長期にわたって入居者が快適に安心して暮らせるよう、応急仮設住宅の品質の確保が必要である。

目標戸数の早期完成に向けて、慌ただしく工事が進められる中、私達は工事監理・検査を通じて応急仮設住宅の品質確保に努めてきた。しかし、一部の報道にあり、応急仮設住宅の入居者から苦情が寄せられており、こうした苦情に対するアフターケアを考えていくことも必要と考えられる。（図-6）

このほか、社団法人プレハブ建築協会が定める標準仕様以外の細部（例：壁と天井の隙間処理、ドア戸当たり

の設置など）が各建設会社で決められていないために、私達派遣職員の間にも混乱が生じ、一時的に工事の進行を妨げることがあった。

こうした事態を防ぎ、工事を円滑に進め、かつ品質の確保を図るためには、標準仕様に加えて、できるだけ細部の統一的な方針を定め、工事関係者の全てが共有できる体制づくりが必要であると感じた。



図-6 新聞記事（平成23年6月29日 山陽新聞 夕刊）

(2) 応急仮設住宅建設のための震前対策

今回の応急仮設住宅の建設支援活動を通じて、私達は震前対策の重要性を強く感じた。我が国は、大地震がいつどこで起きてもおかしくない状況にあると言われており、岡山県もその例に漏れない。

こうした状況を踏まえ、私達が行うべき応急仮設住宅建設のための震前対策の例を次に示す。

- a) 建設用地の把握と確保
- b) 入居が見込まれる住民の把握と必要戸数の推定
- c) 応援受入体制の整備

なお、これらの震前対策には、いずれも県・市町村が協力して取り組む必要がある。

(3) 最後に

福島県では、今もなお応急仮設住宅の建設が続けられている。（9月7日現在、目標建設戸数16,000戸のうち13,575戸が完成。）被災された方々が、早く落ち着いた生活を取り戻され、そして、福島県を含む被災県の復興が、今後益々前進することを私達は願っている。